

大分市外国語指導助手（A L T）派遣業務 仕様書

1 業務名

大分市外国語指導助手（A L T）派遣業務

2 目 的

本仕様書は、大分市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する外国語指導助手（以下「A L T」という。）の派遣による外国語科、外国語活動及び国際理解教育の授業補助等の業務を、円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 履行場所

大分市立小学校27校、中学校12校及びその他教育委員会が指定する場所
(別紙1 「外国語指導助手（A L T）派遣先一覧表」のとおり)

5 派遣人数

派遣人数は9名とし、契約期間においては原則として同一のA L Tを派遣する。
ただし、派遣人数は予定であり契約期間中に変更を行う可能性がある。変更を行う場合は、事前に教育委員会と派遣元事業者で協議のうえ決定する。

6 業務履行日時

- ① 履行日は原則、月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、休校日及び教育委員会が指定する日は派遣業務の履行を要しないものとする。
- ② 履行時間は原則、午前8時30分から16時15分までとし、休憩時間は1日あたり45分とする。
- ③ 上記①②の詳細は、派遣元事業者と協議し合意の上、決定する。
- ④ 教育委員会が、上記①②で規定した就業日時以外にA L Tの就業を要する場合、予定された就業日時の中で振替えることができる。

7 業務内容

(1) 派遣元事業者

- ① A L Tの雇用及び派遣と労務管理
- ② 外国語科、外国語活動及び国際理解教育に係る指導力の育成
- ③ 派遣先A L Tとの連絡調整
- ④ コーディネーターによる学校訪問、A L Tに対する適切な指導体制の構築、A L T業務遂行状況の把握、評価、指導、管理、監督

- ⑤ ALTに対する学習指導要領への理解、特別支援教育への理解、教職員とのチーム・ティーチングの方法、日本語でのコミュニケーションや打合せ方法、その他業務遂行に必要となる研修会の実施
- ⑥ 派遣先への定期的なヒアリング、アンケートの実施
- ⑦ ALTに係る派遣先からの要望や苦情等への迅速な対応
- ⑧ 上記④～⑦についての報告及び報告書等の提出
- ⑨ ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の派遣先及び教育委員会への事前報告、派遣ALTが疾病その他の理由で所定の業務を行えない場合、またはALTの評価が芳しくなく、かつ再指導を実施しても改善が見られない場合等における代替ALTの派遣
- ⑩ ALTが本市の事業目的を理解し、派遣先での規律及び施設管理上の規則などを遵守し、指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置
- ⑪ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣元事業者に義務付けられている諸手続

（2）ALT

- ① 校長が編成した教育課程に基づく外国語科及び外国語活動授業の補助を行う。
- ② 幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校における国際理解教育の補助を行う。
- ③ 学習指導要領に基づいた学習指導計画や学習指導案、教材の作成の支援を行う。
- ④ 外国語科、外国語活動及び国際理解教育等の授業における教職員と連携したチーム・ティーチングの実施及び授業の打ち合わせや振り返りを行う。
- ⑤ 教職員による児童生徒の評価（パフォーマンス評価等）の補助を行う。
- ⑥ 中学校における英語弁論大会出場者への指導、外部面接試験等の指導を行う。
- ⑦ 教育委員会及び学校が実施する活動、研修会等に協力する。
- ⑧ 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）を行う。
- ⑨ その他、上記①から⑧に定める事項に準ずる業務を行う。

8 ALTの要件

派遣されるALTは、次の掲げるすべての要件を備えた者とする。ただし、ALTの急な退職時の補充等のため、教育委員会の了承を得た上で一時的に派遣する者を除く。

- ① 心身ともに健康であり、通年通勤できること。
- ② 英語を母語とする、または同等の英語力を有し、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に指導できる者であること。
- ③ 大学卒業程度または学士以上の学位を有している者であること。
- ④ 日本の生活及び教育に適応し、特に外国語科、外国語活動に対する情熱があること。
- ⑤ 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、人間性や協調性に富む者であること。

- ⑥ 教職員に対する教材の解説や作成、適切で効果的な指導方法の提案など、授業や評価に関する準備及び支援を的確に行うことができる。
- ⑦ 日常会話程度の日本語の会話が可能で、日本の文化等に関心があること。
- ⑧ 通勤及び派遣先への移動が自分で行えること。
- ⑨ 日本の公教育を理解するとともに、指導者として自分を律し、相応しい服装や態度であること。
- ⑩ 業務を実施するに当たり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有し、犯罪にかかる刑罰等の執行猶予期間中でないこと。

9 派遣先責任者及び指揮命令者

- ① 本業務における派遣先責任者は、派遣先の校長とする。派遣先は、派遣元事業者に対してALTとの調整を求めることがある。
- ② 本事業における指揮命令者は、派遣先の校長とする。ただし、教頭または学級担任及び教科担当教員が代理で指揮する場合がある。派遣先は、ALTに対して従事すべき業務に関する必要な指揮命令を行う。

10 労務管理等

- ① 派遣元事業者は、教育委員会と派遣業務履行者となるALTとの間に雇用関係が存在していないことを確認の上、ALTの労務・定期健康診断・日常生活全般の指導管理等について、雇用主としての責任を負うものとする。
- ② 派遣先の児童生徒に対するALTが与えた損害については、派遣元事業者の責任とする。
- ③ 派遣先及び派遣元事業者は、ALTの安全衛生に係る措置を実施するよう努めるものとする。

11 守秘義務

派遣元事業者及びALTは、業務を履行するに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。また、労働者派遣契約が終了した後も、同様とする。

12 支払方法

- ① 派遣料は、契約書に定めるところにより月毎に均等分割して支払うものとする。
- ② 派遣元事業者は、教育委員会に対し、7(1)⑧に定める報告書等を提出の上、派遣料を請求することができる。
- ③ 教育委員会は、適正な請求書を受理した日から30日以内に派遣料を派遣元事業者に支払うものとする。

13 留意事項

- ① 教育委員会、派遣先及び派遣元事業者は、二重派遣に該当するような行為を一切してはならない。

- ② 派遣元事業者は、派遣業務履行担当者の使用者として労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導、研修及び業務命令を行う。
- ③ ALTには、必ず労災保険を掛け、労働安全衛生法に規定する健康診断を受けさせること。
- ④ ALTが業務遂行中または業務へ移動する際の事故については、派遣元事業者の責任において一切の処理をするものとする。また、ALTが加害者となった場合も派遣元事業者の責任において一切の処理をするものとする。
- ⑤ 本業務の実施上、派遣元事業者またはALTの責に期す事由により、教育委員会、学校、児童生徒、教職員または第三者に損害を与えた場合は、派遣元事業者の責任において賠償すること。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて教育委員会と派遣元事業者との協議の上決定するものとする。

外国語指導助手（ALT）派遣先一覧表

担当	派遣先					
ALT 1	神崎中	佐賀関中	川添小	丹生小	こうざき小	佐賀関小
ALT 2	東陽中	高田小	小佐井小			
ALT 3	植田東中	植田東中はばたき分校	敷戸小	敷戸小はばたき分校	田尻小	
ALT 4	戸次中	戸次小	鶴野小	寒田小		
ALT 5	吉野中	八幡小	神崎小	森岡小	舞鶴小	吉野小
ALT 6	植田中	植田小	横瀬西小			
ALT 7	植田西中	宗方小	横瀬小			
ALT 8	竹中中	竹中中二豊学園分校	松岡小	上戸次小	竹中小	
ALT 9	野津原中	三佐小	別保小	野津原小		

N o	学校名	住 所
①	大分市立神崎中学校	大分市大字本神崎 480 番地
②	大分市立佐賀関中学校	大分市大字佐賀関 2 の 115 番地の 2
③	大分市立川添小学校	大分市大字宮河内 4566 番地
④	大分市立丹生小学校	大分市大字佐野 2660 番地の 2
⑤	大分市立こうざき小学校	大分市大字本神崎 945 番地の 2
⑥	大分市立佐賀関小学校	大分市大字佐賀関 1104 番地
⑦	大分市立東陽中学校	大分市大字下徳丸 197 番地の 1
⑧	大分市立高田小学校	大分市大字下徳丸 38 番地の 2
⑨	大分市立小佐井小学校	大分市小佐井 3 丁目 1 番 18 号
⑩	大分市立植田東中学校	大分市大字寒田 1369 番地の 1
⑪	大分市立植田東中学校はばたき分校	大分市芳河原台 11 番 27 号
⑫	大分市立敷戸小学校	大分市敷戸北町 12 番 1 号
⑬	大分市立敷戸小学校はばたき分校	大分市芳河原台 11 番 27 号
⑭	大分市立田尻小学校	大分市大字田尻 1250 番地
⑮	大分市立戸次中学校	大分市大字中戸次 4508 番地の 1
⑯	大分市立戸次小学校	大分市大字中戸次 4280 番地
⑰	大分市立鶴野小学校	大分市大字鶴野 108 番地の 1
⑲	大分市立寒田小学校	大分市大字寒田 684 番地の 4

No	学校名	住所
⑯	大分市立吉野中学校	大分市大字辻 8 1 2 番地
⑰	大分市立八幡小学校	大分市大字生石 8 2 番地の 1
㉑	大分市立神崎小学校	大分市大字神崎 1 7 9 8 番地
㉒	大分市立森岡小学校	大分市大字曲 1 0 4 1 番地の 2
㉓	大分市立舞鶴小学校	大分市西浜 2 番 1 号
㉔	大分市立吉野小学校	大分市大字辻 6 5 4 番地
㉕	大分市立植田中学校	大分市大字市 5 8 9 番地の 2
㉖	大分市立植田小学校	大分市大字木上 4 3 3 番地の 1
㉗	大分市立横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2 4 6 9 番地
㉘	大分市立植田西中学校	大分市大字田原 3 7 8 番地
㉙	大分市立宗方小学校	大分市松が丘 1 丁目 2 4 番 1 号
㉚	大分市立横瀬小学校	大分市大字横瀬 1 1 0 9 番地の 1
㉛	大分市立竹中中学校	大分市大字竹中 3 6 2 1 番地
㉜	大分市立竹中中学校二豊学園分校	大分市大字端登 5 番地
㉝	大分市立松岡小学校	大分市大字松岡 5 0 4 7 番地
㉞	大分市立上戸次小学校	大分市大字端登 1 7 9 2 番地
㉟	大分市立竹中小学校	大分市大字竹中 2 8 2 1 番地の 1
㉟	大分市立野津原中学校	大分市大字野津原 2 9 7 8 番地の 1 3
㊱	大分市立三佐小学校	大分市三佐 5 丁目 6 番 8 号
㊲	大分市立別保小学校	大分市大字森町 9 6 3 番地の 1
㊳	大分市立野津原小学校	大分市大字野津原 1 7 7 4 番地の 1